

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題  
(令和6年5月23日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を  
( ) 内に記入してください。

問1【道路運送車両法】(変更登録)

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

( )

問2【貨物自動車運送事業法】(事業の譲渡及び譲受け等)

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を営まない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業を営まない法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

( )

問3【自動車事故報告規則】(報告書の提出)

貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く)は、その使用する自動車について省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当

該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を經由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

( )

問4【貨物自動車運送事業法】(運送約款)

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣にあらかじめ届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

( )

問5【道路運送車両法】(定期点検整備)

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、3ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

( )

問6【貨物自動車運送事業安全規則】(運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

( )

問7【貨物自動車運送事業法】(欠格事由)

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日前六十日以内にその法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。

( )

問 8 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者等の選任）

一の営業所において複数の運行管理者を選任する一般貨物自動車運送事業者は、それらの業務を統括する安全統括管理者を選任しなければならない。

( )

問 9 【道路運送法】（有償運送）

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

( )

問 10 【労働基準法】（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

使用者が、労働基準法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

( )

問 11 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

連続運転時間（一回が連続15分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）は、4時間を超えないものとする。

( )

問 1 2 【貨物自動車運送事業法】（許可の申請）

一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

( )

問 1 3 【道路交通法】（車両等の使用者の義務）

車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するにあたって車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

( )

問 1 4 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（事故の記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を主たる事務所において3年間保存しなければならない。

( )

問 1 5 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】（運行管理者の指導及び監督）

運行管理者は、業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、一般貨物自動車運送事業者等に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

( )

問 1 6 【道路交通法】（最低速度）

自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止する

ためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で進行してはならない。

( )

#### 問 1 7 【労働基準法】（賃金台帳）

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

( )

#### 問 1 8 【労働安全衛生法】（健康診断）

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

( )

#### 問 1 9 【貨物自動車運送事業法施行規則】（事業計画）

貨物自動車運送事業法第 4 条第 1 項第 2 号の事業計画には、事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力を記載する必要はない。

( )

#### 問 2 0 【貨物自動車運送事業法】（輸送の安全確保の命令）

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が、第十六条第一項、第四項若しくは第六項、第十七条第一項から第四項まで、第十八条第一項、第二十二條第二項若しくは第三項若しくは前条の規定又は安全管理規程を遵守しているため輸送の安全の確保がされていると認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運行計画の改善、運行管理者に対する必要な権限の付与、貨物自動車利用運送を行う場合におけるその利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為の停止、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置

を講ずべきことを命ずることができる。

#### 第23条

誤：遵守しているため輸送の安全の確保がされている・・・ ( )

#### 問21【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転の防止)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務をさせてはならない。

( )

#### 問22【労働基準法】(賠償予定の禁止)

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしなければならない。

( )

#### 問23【貨物自動車運送事業法】(事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

( )

#### 問24【道路交通法】(車間距離の保持)

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するとき、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

( )

#### 問25【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

(従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対する指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内

容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

( )

Ⅱ. 次の問26から問29の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問26【道路交通法】(安全運転管理者等)

自動車の使用者は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならないが、道路運送法の規定による自動車運送事業者については、一部を除き安全運転管理者の選任する必要はない。自動車運送事業者の中でも安全運転管理者の選任が必要となる者を、次の①から③より全て選び、( )内にその番号を記入しなさい。(完答)

- ① 一般貨物自動車運送事業
- ② 特定貨物自動車運送事業
- ③ 貨物軽自動車運送事業

( )

問27【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行指示書による指示等)

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第七条第三項に規定する業務を含む運行ごとに、運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならないこととされているが、運行指示書に記載しなければならない事項として法令で定められているものを次の①から③より1つ選び、( )内にその番号を記入しなさい。

- ① 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- ② 事業者の氏名又は名称
- ③ 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

( )

問 2 8 【道路交通法】（第一種免許）

自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許（以下「免許」という。）を受けなければならないが、以下の内容のうち、第一種免許の種類と運転できる自動車等の種類が正しいものはどれか。①から③より 1 つ選び、（ ）内にその番号を記入しなさい。

① 免許の種類：大型免許

運転できる自動車等：大型自動車、準大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

② 免許の種類：中型免許

運転できる自動車等：中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

③ 免許の種類：準中型免許 運転できる自動車等：普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

（            ）

問 2 9 【貨物自動車運送事業報告規則】（事業報告書及び事業実績報告書）

一般貨物自動車運送事業者は次の①と②の報告書を所定の時期に提出しなければならないことになっています。①と②のそれぞれの報告書について、報告期間及び提出時期として正しいものを次のア～カの中から選び、（ ）内に記入してください。

① 事業報告書

② 事業実績報告書

ア. 前年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの期間に係るものを毎年 3 月 3 1 日まで

イ. 前年 4 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間に係るものを毎年 7 月 1 0 日まで

ウ. 前年 1 0 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間に係るものを毎年 1 2 月 3 1 日まで

エ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後 1 0 0 日以内

オ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後 1 2 0 日以内

カ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後 1 5 0 日以内

①（            ） ②（            ）



一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題  
(令和6年5月23日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を  
( ) 内に記入してください。

問1 (変更登録) 【道路運送車両法】

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

(第12条第1項 誤: 30日以内) ( × )

問2 (事業の譲渡及び譲受け等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、一般貨物自動車運送事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併をする場合において一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が存続するとき又は一般貨物自動車運送事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないときは、この限りではない。

(第30条第2項)

( × )

問3 (報告書の提出) 【自動車事故報告規則】

貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く)は、その使用する自動車について省令で定める事故があった場合には、当該事故があった日から30日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書3通を当

該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

(第3条第1項)

( ○ )

問4 (運送約款) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣にあらかじめ届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第10条第1項 誤：あらかじめ届けなければならない。

正：認可を受けなければならない。

( × )

問5 (定期点検整備) 【道路運送車両法】

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者は、3ヶ月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(第48条第1項第1号) ( ○ )

問6 (運行記録計による記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

( ○ )

問7 (欠格事由) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日前六十日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）であった者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）は、一般貨物自動車運送事業の許可を受けることができない。

(第5条2号) ( ○ )

問 8 (運行管理者等の選任) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一の営業所において複数の運行管理者を選任する一般貨物自動車運送事業者は、それらの業務を統括する安全統括管理者を選任しなければならない。

(第18条第2項) 誤：安全統括管理者 正：統括運行管理者

( × )

問 9 (有償運送) 【道路運送法】

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

(第78条第1号及び第3号) ( ○ )

問 10 (時間外、休日及び深夜の割増賃金) 【労働基準法】

使用者が、労働基準法の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について60時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

( ○ )

問 11 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】

連続運転時間(一回が連続15分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。)は、4時間を超えないものとする。

第4条第1項第5号 誤：15分

正：10分

( × )

問 1 2 (許可の申請) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

(第4条 誤(代表者の)及び住所) ( × )

問 1 3 (車両等の使用者の義務) 【道路交通法】

車両の使用者は、当該車両の運転者に、当該車両を運転するにあたって車両の速度、駐車及び積載並びに運転者の心身の状態に関しこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を遵守させるように努めなければならない。

第74条第2項 ( ○ )

問 1 4 (事故の記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、貨物自動車運送事業輸送安全規則に掲げる事項を記録し、その記録を主たる事務所において3年間保存しなければならない。

第9条の2 誤：主たる事務所において

正：当該事業用自動車の運行を管理する営業所 ( × )

問 1 5 (運行管理者の指導及び監督) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

運行管理者は、業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、一般貨物自動車運送事業者等に対する適切な指導及び監督を行わなければならない。

第22条「運行管理者」と「一般貨物自動車運送事業者等」が逆になる。

( × )

問 1 6 (最低速度) 【道路交通法】

自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止する

ためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道（政令で定めるものを除く。）においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で進行してはならない。

第75条の4 ( × )

問17（賃金台帳）【労働基準法】

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

第108条 ( ○ )

問18（健康診断）【労働安全衛生法】

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

第66条 ( ○ )

問19（事業計画）【貨物自動車運送事業法施行規則】

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号の事業計画には、事業用自動車の運転者及び運転の補助に従事する従業員（「乗務員」という。）の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力を記載する必要はない。

（第2条第1項第5号）記載しなければならない。 ( × )

問20（輸送の安全確保の命令）【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が、第十六条第一項、第四項若しくは第六項、第十七条第一項から第四項まで、第十八条第一項、第二十二條第二項若しくは第三項若しくは前条の規定又は安全管理規程を遵守しているため輸送の安全の確保がされていると認めるときは、当該一般貨物自動車運送事業者に対し、必要な員数の運転者の確保、事業用自動車の運行計画の改善、運行管理者に対する必要な権限の付与、貨物自動車利用運送を行う場合におけるその利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の輸送の安全の確保を阻害する行為の停止、当該安全管理規程の遵守その他その是正のために必要な措置

を講ずべきことを命ずることができる。

**第23条**

誤：遵守しているため輸送の安全の確保がされている・・・

( ○ )

問2 1 (過労運転の防止) **【貨物自動車運送事業輸送安全規則】**

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。貨物自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員を事業用自動車に乗務をさせてはならない。

**第3条第1、6項**

( ○ )

問2 2 (賠償予定の禁止) **【労働基準法】**

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしなければならない。

**第16条 誤：契約をしなければならない。**

**正：契約をしてはならない。**

( × )

問2 3 (事業の休止及び廃止) **【貨物自動車運送事業法】**

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

**(第32条) ( ○ )**

問2 4 (車間距離の保持) **【道路交通法】**

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するとき、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

**(第26条) ( ○ )**

問2 5 (従業員に対する指導及び監督) **【貨物自動車運送事業輸送安全規則】**

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対する指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内



容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

(第10条第1項) ( ○ )

II. 次の問26から問29の文章の指示に従って、設問に答えてください。

問26 (安全運転管理者等) 【道路交通法】

自動車の使用者は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転管理者を選任しなければならないが、道路運送法の規定による自動車運送事業者については、一部を除き安全運転管理者の選任する必要はない。自動車運送事業者の中でも安全運転管理者の選任が必要となる者を、次の①から③より全て選び、( )内にその番号を記入しなさい。(完答)

- ① 一般貨物自動車運送事業
- ② 特定貨物自動車運送事業
- ③ 貨物軽自動車運送事業

第74条の3第1項 ( ③ )

問27 (運行指示書による指示等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、貨物自動車運送事業輸送安全規則第七条第三項に規定する業務を含む運行ごとに、運行指示書を作成し、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行い、及びこれを当該運転者等に携行させなければならないこととされているが、運行指示書に記載しなければならない事項として法令で定められているものを次の①から③より1つ選び、( )内にその番号を記入しなさい。

- ① 運行の経路並びに主な経過地における発車及び到着の日時
- ② 事業者の氏名又は名称
- ③ 乗務した事業用自動車の自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示

第9条の ( ① )

問28 (第一種免許) 【道路交通法】

自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」という。)を受けなければならないが、以下の内容のうち、第一種免許の種類と運転できる自動車等の種類が正しいものはどれか。①から③より1つ選び、( )内にその番号を記入しなさい。

① 免許の種類：大型免許

運転できる自動車等：大型自動車、準大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

② 免許の種類：中型免許

運転できる自動車等：中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

③ 免許の種類：準中型免許 運転できる自動車等：普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

(第85条) ( ② )

問29 (事業報告書及び事業実績報告書) 【貨物自動車運送事業報告規則】

一般貨物自動車運送事業者は次の①と②の報告書を所定の時期に提出しなければならないことになっています。①と②のそれぞれの報告書について、報告期間及び提出時期として正しいものを次のア～カの中から選び、( )内に記入してください。

① 事業報告書

② 事業実績報告書

ア. 前年1月1日から12月31日までの期間に係るものを毎年3月31日まで

イ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年7月10日まで

ウ. 前年10月1日から9月30日までの期間に係るものを毎年12月31日まで

エ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後100日以内

オ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後120日以内

カ. 毎事業年度に係るものを当該事業年度の経過後150日以内

(第2条)

① ( エ ) ② ( イ )



令和6年5月23日に行いました貨物自動車運送事業法令試験の合格者は以下のとおりです。

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R6.5.23	
受験者数	11	
合格者数	8	